

第100回安来市議会定例会3月定例会議

提出議案等概要説明書

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 1. 3月1日上程議案 | 31件（議決案件30件、報告案件1件） |
| 2. 最終日上程議案（その2） | 2件（議決案件1件、諮問案件1件） |

■ 3月1日上程議案

【議決案件】 条例関係 5件

議第23号 安来市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置」として国家公務員に係る非常勤職員の育児休業の取得要件のうち在職期間要件が廃止されること及び育児休業をしやすい雇用勤務環境の整備が義務化することに伴い条例を改正するもの。

議第24号 安来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る被保険者均等割額が減額されることになったため、国保税の減額措置に関する条項を追加のもの。

議第25号 安来市小中学校適正配置審議会条例制定について

安来市小中学校適正配置基本計画を策定するため、審議会を設置するもの。

議第26号 安来市就農者定住促進賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について

令和3年度において就農者定住促進賃貸住宅を福井地区に1棟建設するため、その名称及び位置等を追加するもの。

議第27号 安来市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正により、年金たる補償を受ける権利を(株)日本政策金融公庫等に担保に供するものが廃止されるため所要の整理を行うもの。

【議決案件】 計画 1 件

議第 28 号 安来市過疎地域持続的発展計画の変更について

国勢調査の結果を受け、令和 4 年 4 月 1 日に安来市全域が過疎地域に指定される予定であることから、過疎計画中の産業振興促進区域を「広瀬・伯太地域」から「安来市全域」に変更するもの。

【議決案件】 市道路線 2 件

議第 29 号 市道路線の廃止について

土地改良事業（大塚地区、安田地区）により、国服鳥木線ほか 53 路線を廃止するもの。

議第 30 号 市道路線の認定について

土地改良事業（大塚地区、安田地区）により、国服鳥木線ほか 52 路線を認定するもの。

【議決案件】 指定管理者の指定 1 件

議第 31 号 指定管理者の指定について

指定施設 観光交流プラザ アラエッサ ♪YASUGI 及び安来駅前自転車駐車場
指定管理者 安来市安来町 2093 番地 3
安来市観光協会
会長 飯橋一春
指定期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

【議決案件】 予算関係 21 件

議第 32 号 令和 3 年度安来市一般会計補正予算（第 12 号）

補正額 553,000 千円
補正後予算額 28,062,970 千円
繰越明許費の補正 追加 20 件、変更 1 件
債務負担行為の補正 追加 1 件、廃止 1 件
地方債補正 115,300 千円の減額

【歳入】

・市税 38,059 千円
・配当割交付金 △600 千円
・株式等譲渡所得割交付金 5,900 千円
・法人事業税交付金 4,200 千円

・地方消費税交付金	159,000 千円
・環境性能割交付金	△900 千円
・地方交付税	344,925 千円
・分担金及び負担金	△6,138 千円
・使用料及び手数料	△23,588 千円
・国庫支出金	32,211 千円
・県支出金	△56,715 千円
・財産収入	20,039 千円
・寄附金	265 千円
・繰越金	164,929 千円
・諸収入	△13,287 千円
・市債	△115,300 千円

【主な歳出】

・転出転入手続ワンストップ化推進事業	4,592 千円
・市立保育所感染防止対策事業	4,000 千円
・保育士等処遇改善臨時特例事業	4,000 千円
・企業会計負担金費（病院事業）	60,167 千円
・新型コロナウイルスワクチン接種事業	7,773 千円
・農業委員会情報収集等業務効率化支援事業	720 千円
・県営農業農村整備事業負担金事業	45,035 千円
・観光施設感染防止対策事業	8,600 千円
・小中学校感染防止対策事業	97,700 千円
・地区交流センター感染防止対策事業	8,500 千円
・和鋼博物館感染防止対策事業	14,200 千円
・農林災害復旧事業	28,500 千円
・道路橋りょう災害復旧事業	予算組替
・史跡公園災害復旧事業	607 千円
・市債繰上償還	258,667 千円
・基金積立金	450,000 千円

議第 3 3 号 令和 3 年度安来市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

補正額 33,197 千円
補正後予算額 4,561,245 千円

議第 3 4 号 令和 3 年度安来市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）

補正額 △655 千円
補正後予算額 1,251,223 千円

議第 3 5 号 令和 3 年度安来市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

補正額 92,140 千円
補正後予算額 5,250,469 千円

議第 3 6 号 令和 3 年度安来市電気事業特別会計補正予算（第 2 号）

補正額 3,506 千円
補正後予算額 79,000 千円

議第 3 7 号 令和 3 年度安来市生活排水処理事業特別会計補正予算（第 3 号）

補正額 $\Delta 12,950$ 千円
補正後予算額 827,625 千円

議第 3 8 号 令和 3 年度安来市水道事業会計補正予算（第 3 号）

第 2 条予算 水道事業収益 $\Delta 15,673$ 千円
補正後予算額 1,086,631 千円
水道事業費用 $\Delta 322$ 千円
補正後予算額 1,101,052 千円

第 3 条予算 資本の収入 15,479 千円
補正後予算額 443,098 千円
資本の支出 2,041 千円
補正後予算額 828,980 千円

議第 3 9 号 令和 3 年度安来市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

第 2 条予算 下水道事業収益 $\Delta 12,711$ 千円
補正後予算額 1,051,030 千円
下水道事業費用 $\Delta 10,962$ 千円
補正後予算額 1,006,171 千円

第 3 条予算 資本の収入 91,080 千円
補正後予算額 1,401,722 千円
資本の支出 85,340 千円
補正後予算額 1,825,062 千円

議第 4 0 号 令和 3 年度安来市病院事業会計補正予算（第 1 号）

第 3 条予算 病院事業収益 113,273 千円
補正後予算額 2,573,086 千円
病院事業費用 7,247 千円
補正後予算額 2,608,194 千円

第 4 条予算 資本の収入 $\Delta 37,360$ 千円
補正後予算額 64,340 千円
資本の支出 $\Delta 40,560$ 千円
補正後予算額 267,937 千円

議第 4 1 号 令和 4 年度安来市一般会計予算

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 251,500,000 千円（前年度当初予算額 24,860,000 千円）と定めるもの。また、債務負担行為、地方債の限度額等及び一時借入金の最高額を定めるもの。

議第 4 2 号 令和 4 年度安来市国民健康保険事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 3,890,000 千円（前年度当初予算額 4,302,000 千円）と定めるもの。また、一時借入金の最高額を定めるもの。

議第 4 3 号 令和 4 年度安来市後期高齢者医療事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1,183,000 千円（前年度当初予算額 1,163,500 千円）と定めるもの。また、一時借入金の最高額を定めるもの。

議第 4 4 号 令和 4 年度安来市介護保険事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 5,157,000 千円（前年度当初予算額 5,011,100 千円）と定めるもの。また、一時借入金の最高額を定めるもの。

議第 4 5 号 令和 4 年度安来市電気事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 83,100 千円（前年度当初予算額 71,000 千円）と定めるもの。また、一時借入金の最高額を定めるもの。

議第 4 6 号 令和 4 年度安来市生活排水処理事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 873,000 千円（前年度当初予算額 830,000 千円）と定めるもの。また、債務負担行為及び地方債の限度額等を定めるもの。

議第 4 7 号 令和 4 年度母里財産区特別会計予算

議第 4 8 号 令和 4 年度井尻財産区特別会計予算

議第 4 9 号 令和 4 年度赤屋財産区特別会計予算

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ母里財産区については 180 千円（前年度当初予算額 180 千円）に、井尻財産区については 150 千円

(前年度当初予算額 150 千円) に、赤屋財産区については 120 千円 (前年度当初予算額 120 千円) と定めるもの。

議第 5 0 号 令和 4 年度安来市水道事業会計予算

収益的収入予定額を 1,078,712 千円、収益的支出予算額を 1,102,005 千円に、また資本的収入予定額を 391,955 千円、資本的支出予定額を 933,384 千円と定めるもの。

議第 5 1 号 令和 4 年度安来市下水道事業会計予算

収益的収入予定額を 1,060,925 千円、収益的支出予算額を 1,003,914 千円に、また資本的収入予定額を 1,391,897 千円、資本的支出予定額を 1,870,543 千円と定めるもの。

議第 5 2 号 令和 4 年度安来市病院事業会計予算

収益的収入予算総額を 2,530,805 千円、収益的支出予算総額を 2,620,703 千円に、また資本的収入予算総額を 261,000 千円、資本的支出予算総額を 407,010 千円と定めるもの。

【報告案件 1 件】

報第 6 号 議会の委任による専決処分の報告について

安来町バスターミナル構内において、広域生活バスが待合室入口前に移動した際、運転操作を誤り、駐車している車両に衝突したもの。示談による処理を行ったため報告するもの。

■最終日上程議案 (その 2)

【議決案件】 条例関係 1 件

議第 5 3 号 安来市部設置条例の一部を改正する条例制定について

機構改革に伴い、関連する規定を改正するもの。

【諮問案件 1 件】

諮第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

標記委員 1 名の任期満了 (令和 4 年 6 月 30 日) により、1 名を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき議会の意見を求めるもの。任期: 令和 4 年 7 月 1 日 ~ 令和 7 年 6 月 30 日

■全員協議会

(1) 安来市立小中学校適正配置基本方針について

安来市教育政策推進会議からの提言を踏まえ、教育委員会として「安来市小中学校適正配置基本方針」を策定したので、その内容と今後の進め方について説明を行う。